

○雄武町寡婦住宅条例

平成元年12月21日

条例第30号

改正 平成10年3月16日条例第10号

平成12年3月21日条例第24号

平成12年12月15日条例第52号

平成21年9月15日条例第17号

平成24年3月19日条例第14号

平成25年3月18日条例第14号

(設置)

第1条 住宅に困窮する寡婦（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と死別し、又は離婚した女子であって現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの及び規則で定めるこれに準ずる者をいう。以下同じ。）の福祉の増進を図るため必要な地に寡婦住宅を設置する。

2 前項の寡婦住宅の設置場所、戸数等は、規則で定める。

(入居資格)

第2条 寡婦住宅に入居することができるのは、寡婦であって、次に掲げる条件を具備しているものでなければならない。

- (1) 町内に住所又は勤務場所を有し、町税等を滞納していない者であること。
- (2) 年齢45歳以上65歳未満の単身者であること。
- (3) 現に住宅に困窮していること。
- (4) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入（以下「収入」という。）が158,000円（入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある場合に該当するときは、214,000円）を超えないこと。
- (5) 入居者は暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(入居の申込み)

第3条 寡婦住宅に入居しようとする者は、入居申込書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

(入居者の選考)

第4条 町長は、入居者の選考を公正ならしめるため寡婦住宅入居者選考委員会（以下「委員会」という。）をおくものとする。

2 町長は、入居の申込をした者の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合においては、次に掲げる基準にしたがい、その実情を調査して、住宅に困窮する度合の高いものから委員会の意見をきいて入居者を決定する。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けている者

(3) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）

(4) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者

(5) 収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

3 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選によって入居者を決定する。

4 町長は、前2項にかかわらず特に必要と認める者は、選考によらないで入居者を決定することができる。

5 第1項の委員会委員は、町営住宅入居者選考委員をもって充て、委員会に関する必要な事項は、規則で定める。

(入居補欠者)

第5条 町長は、前条の規定に基づき入居者を選考する場合において、入居を許可された者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 町長は、入居を許可された者が住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。ただし、住宅困窮の度合が選考当時と相違している場合にあつては、その事情を考慮して決定するものとする。

(入居者の手続き等)

第6条 寡婦住宅の入居許可を受けた者は、許可のあった日から15日以内に次の各号に掲げる手続きをしなければならない。

(1) 雄武町に居住し、独立の生計を営み、入居者と同程度以上の収入を有する者で、町

長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 敷金として家賃3月分に相当する金額を納付すること。

- 2 寡婦住宅の入居を許可された者が、やむを得ない事情により前項に定める期間内に手続きができないときは、その旨を申し出て町長の許可を受けなければならない。
- 3 第1項第2号に定める敷金には利子を付さない。
- 4 第1項及び第2項の規定により入居の手続きを終った者は、町長の指定する期間内に入居しなければならない。ただし、特別の事由により町長の許可を受けた場合は、この限りでない。
- 5 町長は、寡婦住宅の入居を許可された者が第1項又は第2項の期間内に第1項各号の手続きをしないとき、又は前項の期間内に入居しないときは、住宅の入居を取り消すことができる。

(家賃の決定)

第7条 寡婦住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第14条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第22条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、寡婦住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該寡婦住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定めるものとする。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

第7条の2 入居者は、毎年度、町長に対し、収入を申告しなければならない。

- 2 前項に規定する収入の申告は公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。
- 4 入居者は、前項の認定に対し、町長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、町長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは

当該認定を更正するものとする。

(家賃及び敷金の減免又は徴収猶予)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は規則で定める基準により、家賃及び敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 生活に困窮しているとき。
- (2) 長期の疾病にかかっているとき。
- (3) 災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第9条 寡婦住宅の入居者は、その月分の家賃を毎月末日までに納付しなければならない。

- 2 新たに入居を許可された場合は、その月分の家賃は入居を指定された期間の初日から月末までの日割計算による額を入居前に納付しなければならない。
- 3 入居者が住宅を月の中途に立ち退き、又は明け渡したときは、その月分の家賃は月初めから立ち退いた日（第15条第1項の規定による届出が立ち退いた日の4日前から立ち退いた日までになされたときは届出の日の翌日から6日目の日、当該届出が立ち退いた日までになされなかったときは、次項の規定により認定された日の翌日から6日目の日）又は第17条第2項の規定により指定された明渡しの日までの日割計算による額を徴収する。
- 4 町長は、入居者が第15条第1項の規定による届出をしないで住宅を立ち退いたときは、当該立ち退きの日を認定するものとする。

(入居者の負担する費用)

第10条 次の各号の費用は、入居者の負担とする。ただし、町長が必要と認めるときは、第1号に規定する修繕に要する費用の一部を町が負担することができる。

- (1) 寡婦住宅の修繕に要する費用（家屋の壁、基礎、土台、柱、床、天井、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の規則で定める附帯施設の修繕（入居者の責めに帰すべき事由によって生じたものを除く。）に要するものを除く。）
- (2) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (3) 汚物、じんかい、排水等の消毒、清掃及び処理に要する費用
- (4) 給水施設及び屎尿浄化施設の使用及び維持に要する費用（前3号の費用又は使用料として負担する部分を除く。）
- (5) 町長が前各号に準ずると認めたものの費用

(入居者の保管義務)

第11条 寡婦住宅の入居者は、当該住宅について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

(転貸等の禁止)

第12条 寡婦住宅の入居者は、当該住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(模様替等の禁止)

第13条 寡婦住宅の入居者は、当該住宅の模様替又は増築をしてはならない。ただし、町長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(収入超過者等に対する認定)

第14条 町長は、毎年度、第7条の2第3項により認定した入居者の収入の額が雄武町営住宅条例（平成8年条例第19号以下「町条例」という。）第6条第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が寡婦住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 町長は、毎年度、第7条の2第3項により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ当該入居者が寡婦住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、前2項の認定に対し、町長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、町長は意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正し、入居者に通知する。

(収入超過者の明け渡し努力義務)

第14条の2 収入超過者は、寡婦住宅を明け渡すよう努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第14条の3 第14条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第7条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に寡婦住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 町長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 第8条及び第9条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明け渡し請求)

第14条の4 町長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該寡婦住宅の明け渡しを請求

することができる。

- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。
- 3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該寡婦住宅を明け渡さなければならない。
- 4 町長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号の一に掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明け渡しの期限を延長することができる。
 - (1) 入居者が病気にかかっているとき。
 - (2) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。
 - (3) 入居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想される時。
 - (4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第14条の5 第14条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は第7条第1項及び第14条の3第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に寡婦住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

- 2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても寡婦住宅を明け渡さない場合には、町長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該寡婦住宅の明け渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、町長が定める額の金銭を徴収することができる。
- 3 第8条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第9条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(立ち退き)

第15条 寡婦住宅の入居者は、その住宅を立ち退こうとするときは、5日前までに町長に届出て、住宅監理員又は町長の指定する者の検査を受けなければならない。

- 2 第13条ただし書の規定により住宅を模様替えし、又は増築した入居者は、特に町長の許可を受けた場合のほか、当該住宅を立ち退こうとするときは、前項の検査の時までに、入居者の費用で当該模様替の部分に回復し、又は当該増築の部分撤去しなければならない。

(敷金の還付)

第16条 敷金は、入居者が立ち退き、又は明け渡したときは、入居者の請求により返付する。ただし、未納の家賃又は賠償金があるときは、敷金からこれを控除する。

2 敷金の額が未納の家賃又は賠償金の額に満たないときは、入居者は直ちにその不足額を納入しなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第17条 町長は、寡婦住宅の入居者が次の各号の一に該当する場合においては、当該入居者に対して、その住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 単身者たる寡婦でなくなったとき。
- (2) 不正の行為によって入居したとき。
- (3) 家賃を3箇月以上滞納したとき。
- (4) 寡婦住宅を故意又は重大な過失により毀損したとき。
- (5) 第12条又は第13条の規定に違反したとき。
- (6) 前各号のほか、町長が寡婦住宅の管理上支障があると認めたとき。
- (7) 暴力団員であることが判明したとき。

2 町長は、前項の明渡しの請求をするときは、当該入居者に対して明渡しの日を指定するものとする。

3 第1項の規定により明渡しの請求を受けた入居者は、指定された明渡しの日までに、当該住宅を明け渡さなければならない。

(寡婦住宅監理員及び管理人)

第18条 町長は、寡婦住宅の管理及び住宅の入居者に対する指導を行わせるために、寡婦住宅監理員を置くものとする。

2 町長は、寡婦住宅監理員の職務を補助させるため、必要に応じ寡婦住宅管理人を置くことができる。

3 寡婦住宅監理員及び住宅管理人に関し必要な事項は、町長が定める。

(検査及び指示)

第19条 町長は、寡婦住宅の管理上必要があると認めるときは、寡婦住宅監理員その他町長の指定する職員に住宅の検査をさせ、又は入居者に対して必要な指示をさせることができる。

2 前項の検査をする場合において、現に使用している住宅に立ち入るときは、当該住宅の入居者の承諾を受けなければならない。

3 前2項の場合において、当該職員はその身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつ

たときは、これを呈示しなければならない。

(警察署長の意見の聴取)

第20条 町長は、必要があると認めるときは、寡婦住宅への入居を許可しようとする者が、暴力団員に該当するかどうかについて、興部警察署長の意見を聴くことができる。

(町長への意見)

第21条 興部警察署長は、寡婦住宅への入居を許可しようとする者が、暴力団員に該当するかどうかについて、町長に対して意見を述べるができる。

(勧告)

第22条 町長は、前条の意見が述べられた場合であって、寡婦住宅の管理のため必要があると認めるときは、当該意見に係る入居者に対して、寡婦住宅の明渡しその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(罰則)

第23条 不正の方法により寡婦住宅に入居した者には、5万円以下の過料に処する。

2 詐欺その他不正の行為により、家賃の全部又は一部の徴収を免れた者には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(収入状況の報告の請求等)

第25条 町長は、第7条第1項、第14条の3若しくは第14条の5第1項の規定による家賃の決定、第8条(第14条の3第3項又は第14条の5第3項において準用する場合を含む)の規定による家賃若しくは金銭又は敷金の減免若しくは徴収の猶予、第14条の4第1項の規定による明け渡しの請求に関し、必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主その取引先その他の関係人に報告を求め又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記載させることを求めることができる。

2 町長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 町長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請、届出、申し出その他の手続きは、それぞれの条例の

相当規定に基づいてなされた手続きとみなす。

- 3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第32条の規定の施行の日から同条の規定による改正後の公営住宅法第23条第1号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間における第2条及び第7条の規定の適用については、第2条第4号中「公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）」とあるのは「その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）」と、第7条第1項中「令第2条」とあるのは「公営住宅法施行令（以下「令」という。）第2条」とする。

附 則（平成10年3月16日条例第10号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請、届出、申出その他の手続きは、それぞれの条例の相当規定に基づいてなされた手続きとみなす。

（経過措置）

- 3 現に寡婦住宅に入居している平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第7条又は第8条若しくは、第14条の3及び第14条の5の規定による家賃の額が旧条例第7条、第8条又は第14条の規定による家賃の額を超える場合にあっては、新条例第7条又は第8条の規定による家賃の額から旧条例第7条、第8条又は第14条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる、年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に旧条例第7条、第8条又は第14条の規定による家賃の額を加えた額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

附 則（平成12年3月21日条例第24号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月15日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月15日条例第17号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日条例第14号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日条例第14号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○雄武町寡婦住宅条例施行規則

平成元年12月26日

規則第9号

改正 平成10年3月16日規則第4号

平成22年2月22日規則第3号

平成22年11月22日規則第22号

平成25年10月1日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、雄武町寡婦住宅条例（平成元年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第1条に規定する規則で定める寡婦)

第2条 条例第1条第1項に規定する規則で定めるこれに準ずる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の生死が明らかでない女子
- (2) 配偶者から遺棄されている女子
- (3) 配偶者が海外にいるため、その扶養を受けることができない女子
- (4) 配偶者が精神又は身体の障害により労働能力を失い、長期にわたって入院している女子
- (5) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子

(寡婦住宅の設置の場所、戸数等)

第3条 条例第1条第2項の寡婦住宅の設置の場所、戸数等は、別表第1のとおりとする。

(入居者の公募)

第4条 住宅の入居者の公募は、公報掲示等による方法のうち少なくとも1以上の方法により、住宅の所在地、戸数、家賃、申込期日、入居資格その他必要な事項を公示して行うものとする。

(入居の申込み)

第5条 条例第3条の入居申込み書の様式は、様式第1号とし、同条の規定による入居申込み書の提出は、町長が指定する場所に持参するものとする。

(住宅の抽せん)

第6条 条例第4条第3項の規定により抽せんを行うときは、当該抽せんに参加させる申込者に対し、あらかじめ抽せん券（様式第1号の1）を交付するものとする。

（入居者選考委員会）

第7条 条例第4条に定める入居者選考委員会は、雄武町営住宅条例施行規則（平成8年規則第16号）第5条の規定を準用するものとする。この場合において、「条例第9条第4項に規定する町営住宅入居者選考委員会」とあるのは「条例第4条に規定する寡婦住宅入居者選考委員会」と読み替えるものとする。

（当選者への通知等）

第8条 町長は、条例第4条第3項の規定により公開抽せんを行った場合にあっては、当該抽せんに当選した者に対しその旨を、公開抽せんを行わない場合にあってはその旨を、条例第3条の規定により住宅入居申込書を提出した者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から10日以内に、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。ただし、申込年度の1月1日現在において、雄武町内に住所を有する申込者（地方税法第294条第3項に規定する者を除き、同居しようとする親族を含む。）が、町長が入居申込者に対して実施する所得状況の調査確認の同意に関する様式第15号を提出した場合は、第2号の書類の提出を省略することができるものとする。

(1) 入居申込者の住民登録票

(2) 入居申込者の収入額について、給与所得者にあつては勤務先の長が発する過去1年間の月別給与の明細又は町長が発する前年度の所得決定額の証明、その他の所得者にあつては税務署長又は町長が発する前年度の所得決定額の証明

(3) その他町長が必要と認める書類

（住居入居許可等）

第9条 住宅の入居の許可をする場合は、雄武町寡婦住宅入居許可書（様式第2号）を交付するものとし、前条第2項により書類を提出しない入居申込者に対しては、住宅の入居の許可を与えないことができる。

（請書及び連帯保証人の変更等）

第10条 条例第6条第1項の請書の様式は、様式第3号とする。入居者は、連帯保証人が死亡し、居所不明となり、又は条例第6条第1項に定める要件を欠くに至ったときは、速やかに連帯保証人を変更のうえ、当該連帯保証人と連署して請書を改めて町長に提出しなければならない。

（家賃及び敷金の納入方法）

第11条 家賃及び敷金は、町長が発する納入通知書により納付しなければならない。

(利便性係数について)

第12条 条例第7条第2項に規定する町長が定める係数は、1.00から次の各号に掲げる数値を全て減じたものとする。

(1) 寡婦住宅の所在する地区の固定資産税評価額相当額を勘案し、0.00から0.15の範囲内で町長が定める数値とし、次による。

(1)の係数	固定資産税評価額相当額区分	(1)の係数	固定資産税評価額相当額区分
0.00	15,001円～	0.08	7,001円～8,000円
0.01	14,001円～15,000円	0.09	6,001円～7,000円
0.02	13,001円～14,000円	0.10	5,001円～6,000円
0.03	12,001円～13,000円	0.11	4,001円～5,000円
0.04	11,001円～12,000円	0.12	3,001円～4,000円
0.05	10,001円～11,000円	0.13	2,001円～3,000円
0.06	9,001円～10,000円	0.14	1,001円～2,000円
0.07	8,001円～9,000円	0.15	～1,000円
円/m ²			

(2) 寡婦住宅の附帯設備の状況から勘案し、0.00から0.15の範囲内で町長が定める数値とし、次による。

(2)の係数	附帯設備の区分
0.12	風呂
0.03	水洗化

(収入申告の方法)

第12条の1 入居者は、条例第7条の2第1項に定める収入の申告は、様式第3号の2により行うものとする。

(収入の認定及び更正)

第12条の2 町長は、条例第7条の2第3項の規定により入居者の収入を認定したときは、様式第3号の3によって当該入居者に当該認定した収入の額を通知するものとする。

2 入居者は、前項の規定による通知を受けた場合において、条例第7条の2第4項の規定に基づき当該通知による町長が認定した収入に意見を述べようとするときは、理由を示して様式第3号の4により意見を述べなければならない。

3 町長は、入居者から前項の規定による意見を受理したときは、当該意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該意見に係る収入の認定を更正し、又は当該意見に理由がないと認めるときは理由を示し様式第3号の5により当該入居者に通知するものとする。

(家賃減免の基準)

第13条 条例第8条（条例第14条の3第3項、条例第14条の5第3項で準用する場合を含む。）の規定による家賃の減免の基準は、次の表のとおりとする。

(1) 条例第8条第1号に該当する場合	減免の範囲
ア 生活保護法による保護を受けている場合	○生活保護法による住宅扶助を受けている者については、家賃月額と住宅扶助月額との差額までの減額
イ 収入が生活保護法に基づく保護基準月額（以下「基準額」という。）に100分の105を乗じて得た額以下の場合	○免除
ウ 収入が基準額に100分の105を乗じて得た額をこえ基準額に100分の120を乗じて得た額以下の場合	○家賃月額の50/100に相当する額までの減額
エ 収入が基準額に100分の120を乗じて得た額をこえ基準額に100分の150を乗じて得た額以下の場合	○家賃月額の30/100に相当する額までの減額
(2) 条例第8条第2号に該当する場合 入居者又は同居の親族が疾病により長期にわたり療養を要する場合	○町長が療養に要すると認定した費用額を収入から控除した額を収入とみなし、(1)のイ又はウの場合に準じて計算した額までの減額
(3) 災害により容易に回復しがたい損害を受けたと町長が認めた場合	○町長が認定した損害額を収入から控除した額を収入とみなし、(1)のイ又はウの場合に準じて計算した額までの減額

2 前項の規定により行う家賃の減額又は免除の期間については、町長がその事情を考慮して定めるものとする。

(敷金免除の基準)

第14条 条例第8条に規定する規則で定める敷金の免除基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第8条の規定により家賃の減免を受けることができる事情にあること。

(2) その他前号に準ずる特別の事情にあること。

(家賃の減免申請)

第15条 家賃の減免を受けようとする者は、雄武町寡婦住宅家賃減額（免除）申請書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類のうち、町長の指定する書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 収入申告書（様式第3号の2）

(2) 生活保護基準額認定調書

(3) 町長の発する収入調書

(4) 給与証明書（様式第5号）

(5) 事業収入申告明細書（様式第6号）

2 町長は、前項の雄武町寡婦住宅家賃減免（免除）申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、家賃の減免を決定し、当該申請者に雄武町寡婦住宅家賃減額（免除）承認書（様式第7号）を交付するものとする。

3 家賃の減免を受けている者が当該減免期間を過ぎてもなお家賃の減免を受けようとするときは、減免の期間が満了する日の30日前までに改めて雄武町寡婦住宅家賃減額（免除）申請書を町長に提出しなければならない。この場合において、前2項の規定の適用があるものとする。

(敷金の免除申請)

第16条 敷金の免除を受けようとする者は、雄武町寡婦住宅敷金免除申請書（様式第4号）にその事実を証する書類を添え町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の雄武町寡婦住宅敷金免除申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、敷金の免除を決定し、当該申請者に雄武町寡婦住宅敷金免除承認書（様式第7号）を交付するものとする。

(徴収の猶予)

第17条 条例第8条の規定による家賃又は敷金の徴収の猶予は、それぞれ家賃又は敷金の支払能力が6月以内に回復すると認められる場合に行うものとする。

2 徴収猶予の期間は、6月をこえることができない。

3 家賃又は敷金の徴収の猶予を受けようとする者は、雄武町寡婦住宅家賃（敷金）徴収猶予申請書（様式第8号）に町長の指定する書類を添え、町長に別に提出しなければならない。

4 町長は、前項の雄武町寡婦住宅家賃（敷金）徴収猶予申請書を受理したときは、これを審査し、家賃又は敷金の猶予をすることが適当であると認めた場合は、徴収の猶予を決定し、当該申請者に対し雄武町寡婦住宅家賃（敷金）徴収猶予承認書（様式第9号）を交付するものとする。

（収入超過者等に対する認定等）

第18条 条例第14条第1項に規定する収入超過者に対する通知は、様式第10号によるものとする。この場合において条例第7条の2第3項に規定する認定した収入を併せて通知するものとし、第12条の2第1項に規定する通知は要しない。

2 条例第14条第2項に規定する高額所得者に対する通知は、様式第11号によるものとする。この場合において条例第7条の2第3項に規定する認定した収入を併せて通知するものとし、第12条の2第1項に規定する通知は要しない。

3 条例第14条第3項の規定により前2項の通知による認定に意見を述べようとする場合においては、第12条の2第2項及び第3項の規定を準用する。

（条例第14条の5第2項に規定する町長が定める額）

第19条 条例第14条の5第2項の町長が定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍の額とする。

（住宅立退届及び敷金返還請求）

第20条 入居者は、条例第15条第1項の規定により住宅の立ち退きを届け出るときは、雄武町寡婦住宅立退届（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

2 入居者は、条例第16条第1項の規定により、敷金の返還の請求をしようとするときは、雄武町寡婦住宅敷金返還請求書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

（住宅監理員及び住宅管理人）

第21条 条例第18条に規定する住宅監理員の職務は、寡婦住宅を所掌する課の課長が司るものとする。

2 管理人は、入居者の中から団地ごとに町長が指名する。

（報償金）

第22条 住宅管理人に対しては、別表第2により予算の範囲内で報償金を支給することができる。

（監理員等の証票）

第23条 条例第19条第3項の規定する証票は、様式第14号とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前になされた申請届出、申し出、その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定に基づいてなされた手続きとみなす。

附 則（平成10年3月16日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年2月22日規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月22日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月1日規則第12号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

設置の場所	構造	戸数
ウッドハウス旭日（日の出北町）	木造平屋建	4

別表第2（第22条関係）

受持ち戸数	金額
1戸から15戸まで	800

様式第1号(第5条関係)

申込形態	一般 法建 用廃 住替 中堅 特目					抽選番号	
雄武町寡婦住宅入居申込書							
申込者	現住所 本籍地(国籍) 電話				氏名		
寡婦住宅に入居する者等	氏名	続柄	生年月日	職業	勤務先の名称・所在地	勤続年数	年間収入
	入居者	本人					
	同居						
	親族						
	別居						
	扶養						
	親族						
	希望の団地等	団地・地区名		特定目的住宅への入居希望	住宅の目的等		
	間取り			理由			
	適用						

所得計算表

1 所得	=	3 公営住宅法に定める収入月額
	=	所得金額:
	=	-控除金額:
	所得合計	収入金額
2 控除額		収入月額 <input type="text"/>
同居・扶養控除額	円× 人=	4 年度入所収入基準
老人扶養控除額	円× 人=	_____円
特定扶養親族控除額	円× 人=	5 入居収入基準 適合・不適合
障害者控除額	円× 人=	
特別障害者控除額	円× 人=	審査者: _____ 印
高齢者控除額	円× 人=	
寡婦(夫)控除額	円× 人=	
	控除額合計	

※太枠の部分に記入してください。

(裏)

住宅の困窮状況	次に掲げる住宅の困窮状況のうち、該当するものに○をつけてください。 1 現在住宅以外の建物又は場所に居住している。 2 保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住している。 3 他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便がある。 4 住宅がないため、親族と同居することができない。 5 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上、風紀上又は教育上不適切な居住状況にある。 6 自己の責めによらない理由で、家主、貸し主などから立ち退きを要求され、適当な立ち退き先がない。 7 住宅がないため、勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。 8 収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。 9 その他(具体的にお書きください。) 〔 〕
現在の住宅状況	現在居住している住宅の種類 1 借家 2 同居 3 貸間 4 民間アパート 5 賃貸マンション 6 寮 7 持ち家 8 町営住宅(団地) 9 町営以外の公団住宅(営) 10 公団・公社住宅 11 社宅 12 仮住宅 13 その他() 現在居住している住宅の間取り 現在居住している住宅の家賃等 現在居住している世帯構成
このとおり入居の申込みをします。 この申込みについては、次のことを誓約します。 1 この申込書に記載した事項は、全て事実と相違ありません。 2 この申込書に偽りの事項があった場合は、寡婦住宅入居決定の取り消しを受けても異議はありません。 3 この申込書に記入した住宅状況について事実調査をする場合はその調査を妨げ、又は拒絶しません。 年 月 日 雄武町長 様 申込者氏名 印	

調査・確認事項

	当落	当選・落選	受付印
	団地		
	住戸		

様式第1号の1(第6条関係)

雄 武 町 寡 婦 住 宅 抽 せ ん 券

雄武町長



氏 名 _____ 抽せん番号 _____

様式第2号(第9条関係)

雄武町寡婦住宅入居許可書			
氏名		様	
<p>雄武町寡婦住宅条例の規定に基づき、次のとおり雄武町寡婦住宅に入居することを許可します。住宅の使用にあたっては、雄武町寡婦住宅条例その他の法令を遵守し、適正に使用してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">雄武町長</p>			
1 入居を許可する住宅の表示			
住宅の所在地			
団地・住宅番号		団地	棟 号室
住宅の構造等		昭和・平成	年建設 造 建 住戸専用面積
2 入居を許可する者			
氏 名	続柄	生年月日	備 考
	本人		
3 認定した収入月額及び決定した家賃月額並びに敷金額			
収入の総額		控 除 額 の 内 訳	同居・扶養控除額 円× 人＝
控除額の合計			老人扶養控除額 円× 人＝
認定収入年額			特定扶養親族控除額 円× 人＝
収入月額			障害者控除額 円× 人＝
			特別障害者控除額 円× 人＝
			高齢者控除額 円× 人＝
収入階層	I II III IV V VI		寡婦(夫)控除額 円× 人＝
月額家賃	円	控除額合計	
敷 金	円		
4 入居許可日及び入居の指定期間			
入居許可日	年 月 日	入居の指定期間	入居許可日 から 年 月 日まで

- ※1 入居の指定期間に入居がない場合には、この入居の決定は取り消されることがあります。何かの理由でこの期間に入居ができない場合には、あらかじめ申し出なければいけません。
- 2 この入居の許可の内容に反する方法で入居した場合その他不正の方法により入居した場合には、直ちに住宅を明け渡すことを求めると共に罰則金を科すものとします。
- 3 この入居の決定に対して意見があるときには、この決定の日から起算して30日以内にその理由を示して町長に申し出てください。

様式第3号(第10条関係)

(表)

雄武町寡婦住宅入居請書	入 居 者	保 証 人	
	<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">印 紙 200円</td></tr></table>	印 紙 200円	
印 紙 200円			
<p>私は、雄武町寡婦住宅に入居するにあたり、雄武町寡婦住宅条例その他の法令を遵守し、私の責任により雄武町に損害が生じたときは、連帯保証人と連帯して賠償の責を負います。</p>			
年 月 日			
入 居 者：本籍地 現住所 氏 名 印 年 月 日生			
連帯保証人：本籍地 現住所 氏 名 印 年 月 日生			
雄武町長 様			

※連帯保証人の給与証明書及び印鑑証明書を添付してください。

裏面の雄武町寡婦住宅条例抜粋をご確認ください。

入 居 年 月 日	年 月 日	備	受 付 印
敷金納入年月日	年 月 日	考	

(裏)

《雄武町寡婦住宅条例抜粋》

- ・ 寡婦住宅に入居しようとするときは、この請書を提出し、最初の家賃の3月分に該当する家賃をあらかじめ納入しなければなりません。
- ・ 入居者は、毎年町長に前年の収入を申告しなければなりません。申告を怠ったり、収入の報告を拒否したときは、条例第7条第3項の近傍の同種の住宅の家賃がかかります。
- ・ 月々の家賃は、災害や、病気にかかったとき、収入が減ったときなどに、減額、免除、徴収の猶予をすることができます。この場合は、入居者の申請が必要です。
- ・ 寡婦住宅の修繕にかかる費用は軽微な修繕などを除いて町が行いますが、入居者の責により修繕が必要となった場合は、入居者の負担になります。
- ・ 入居者は、寡婦住宅の使用には、必要な注意を払い、正常な状態において維持する義務があります。これに違反したり、入居者の責により寡婦住宅をき損したりしたときは、入居者が原状に復帰するか、又はその費用を賠償しなければなりません。
- ・ 寡婦住宅は、入居者以外の者に転貸してはいけません。また、住居以外の用途に使用したり、勝手に模様替えや増築はできません。これらの必要があるときは、町長の承認が必要です。勝手に模様替え、増築などを行うと、直ちに入居者の責任において原状に戻していただきます。
- ・ 寡婦住宅は、住宅を壊すとき、建て替えるときなどに、法令に従って住宅の明け渡しを求めることがあります。この場合は、申し出があれば他の公営住宅や建て替えた住宅に入居することができますが、住宅を明け渡さないことはできません。
- ・ 入居者が、虚偽の申請によって入居したとき、家賃3月以上滞納したとき、寡婦住宅などを故意に壊すなどの行為をしたときなどには、寡婦住宅を直ちに退居するように請求することがあります。この場合、請求があつてから退居する間での間、罰則金を課することがあります。
- ・ 寡婦住宅では、町長が必要と認めたときや、入居者が寡婦住宅を退居しようとするときに、職員や管理人などが住宅の検査をすることがあります。この場合は、入居者の方は検査にご協力ください。
- ・ 入居者が、詐欺その他の不正行為によって家賃を免れた場合は、その免れた額の5倍以内の罰金を科すことがあります。

年度 雄武町寡婦住宅収入申告書														
1 世帯の状況及び収入の状況														
氏名	続柄	生年月日	年齢	所得の状況			控除用件の対象状況						所得金額	控除金額
				所得種類	勤務先等	年間所得	老人	特扶	障害	特障	老年	寡婦		
入居者	本人													
別居扶養親族														

※太枠の中に必要な事項を記載してください。

<p>2 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 所得証明書(市町村で発行するもの) <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 別居親族の扶養を証する書類 <input type="checkbox"/> 所得がないことを証する書類 <p>このとおり世帯の状況及び所得の状況を申告します。</p> <p>年 月 日 雄武町長 様</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名 印</p>	<p>〈処理欄〉</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%;">所得の合計</td> <td style="width:10%; text-align: right;">円</td> <td style="width:30%;">入居年月日</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>収入年額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>入居期間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td>収入月額</td> <td style="border: 1px solid black; width: 150px;">円</td> <td>昨年度認定収入月額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>収入階層 I II III IV V VI VII 裁V 裁VI 高額</p>	所得の合計	円	入居年月日	控除額	円	年 月 日	収入年額	円	入居期間			年 月	収入月額	円	昨年度認定収入月額			円
所得の合計	円	入居年月日																	
控除額	円	年 月 日																	
収入年額	円	入居期間																	
		年 月																	
収入月額	円	昨年度認定収入月額																	
		円																	

様式第3号の3(第12条の2関係)

雄武町寡婦住宅収入認定通知

先にあなたから申告(報告)がありました世帯の収入から、あなたの収入を次のとおり認定しましたので、雄武町寡婦住宅条例第7条の2第3項の規定により通知します。

また、認定した収入から、年度のあなたの毎月の家賃を決定しましたので、併せてお知らせします。

1 収入認定額等

認定した収入の月額		円	
算出の基となる額			
A 年間所得総計	円	C 年間所得 (A-B)	円
B 控除額の合計	円	認定収入月額 (C÷12)	円

2 収入認定の内訳

入居者	年間所得	控除金額	入居者	年間所得	控除金額

3 年度の家賃の額

あなたの家賃は、あなたの収入と居住している住宅の状況に応じて、近傍同種の住宅の家賃以下で定められています。

年度の家賃の月額	円
収入階層	近傍同種の住宅の家賃 円

4 住宅の表示

団地・棟・住戸	建設年度
所在地	住戸専用面積 m ²

5 年度の収入階層

収入階層	月額収入の範囲	収入階層	月額収入の範囲
I	～	V	～
II	～	VI	～
III	～	VII	～

IV	～		
----	---	--	--

6 告知事項

- (1) この収入の認定又は家賃の額の決定について意見があるときは、この通知の日から30日以内に理由を示して町長に意見を述べることができます。この場合は、役場に所定の用紙があります。
- (2) 失職、退職等により収入や控除する額に変動があったときは、年度の途中からでも家賃の減額をすることができる場合がありますので、その事実があった日から30日以内に申し出を行ってください。この場合も役場に所定の用紙があります。

年 月 日

様

雄武町長

様式第3号の4(第12条の2・第18条関係)

雄武町寡婦住宅収入認定及び家賃決定に対する意見申出書																																	
						年	月	日																									
雄武町長			様																														
			団地名等			団地	棟	号																									
			氏名			印																											
<p>私は、先に雄武町寡婦住宅収入認定通知を受けましたが、収入は次のとおりで、認定されたものとは異なっていますので、関係書類を添付して意見を述べます。</p>																																	
氏名	続柄	生年月日	勤務先等	勤続年数	収入年額	控除額	控除事項																										
入居者	本人																																
別居の扶養親族等																																	
合計																																	
意見																																	
<p>〈処理欄〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">年間収入金額</td> <td style="width: 40%;">通知済み認定金額</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> <td rowspan="2" style="width: 40%;">備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td>今回更正後の金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>控除金額</td> <td>通知済み認定金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>今回更正後の金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>法定収入</td> <td>通知済み認定金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">受領印</td> </tr> <tr> <td></td> <td>今回更正後の金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">更正の適否</td> </tr> </table>									年間収入金額	通知済み認定金額	円	備考		今回更正後の金額	円	控除金額	通知済み認定金額	円			今回更正後の金額	円	法定収入	通知済み認定金額	円	受領印		今回更正後の金額	円	更正の適否			
年間収入金額	通知済み認定金額	円	備考																														
	今回更正後の金額	円																															
控除金額	通知済み認定金額	円																															
	今回更正後の金額	円																															
法定収入	通知済み認定金額	円	受領印																														
	今回更正後の金額	円																															
更正の適否																																	

様式第3号の5(第12条の2、第18条関係・更正する場合)

雄武町寡婦住宅収入認定の更正通知

先に申し立てがありましたあなたからの意見に基づき収入を調査したところ新たにあなたの収入を認定しましたので、次のとおり先の認定を更正し、通知します。

1 先に認定・決定した事項

収入の月額	円
収入の階層	I II III IV V VI VII
収入超過・高額所得に関する認定	
家賃の月額	円

2 更正に至った事実

--

3 更正・再決定する事項

収入の月額	円
収入の階層	I II III IV V VI VII
収入超過・高額所得に関する認定	
家賃の月額	円

4 再認定の通知

別添のとおり

- 雄武町寡婦住宅収入認定通知
- 雄武町寡婦住宅収入超過者認定通知
- 雄武町寡婦住宅高額所得者認定通知

5 告知事項

- (1) この収入の認定又は家賃の額の決定について意見があるときは、この通知の日から30日以内に理由を示して町長に意見を述べるができます。この場合は、役場に所定の用紙があります。
- (2) 失職、退職により収入や控除する額に変動があったときは、年度の途中からでも家賃減額をすることができる場合がありますので、その事実があった日から30日以内に申し出を行ってください。この場合も役場に所定の用紙があります。

年 月 日

様

雄武町長

様式第3号の5の2(第12の2、第18条関係・更正しない場合)

雄武町寡婦住宅収入認定及び家賃決定に対する意見棄却通知

年 月 日

団地名等 団地 棟 号

氏 名 様

雄武町長

さきに通知しました収入認定及び家賃決定に対し、あなたから申し出がありました意見に基づきこれらを重ねて調査いたしましたが、次のとおりあなたの意見に理由があると認められませんでしたので、通知します。

理由

※この決定に対して、意見があるときは、その理由を示してこの通知の日から30日以内に町長に対し意見を述べることができます。

様式第4号(第15条、第16条関係・減免)

雄武町寡婦住宅家賃(敷金)減免申請書

年 月 日

雄武町長 様

団地名等 団地 棟 号
氏 名 印

私は、次のとおり家賃(敷金)の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

減免申請の事由	
減免の申請の事由が発生した日	
添付書類	1 給与証明書 2 事業収入申告明細書 3 退職証明書 4 医師の診断書 5 罹災証明書 6 戸籍・除籍謄本 7 世帯全部の住民票 8 その他()

※1 添付書類は、減免申請の事由を証明する書類を添付してください。
 2 この申告において、偽りの内容を申告し、その結果不正に家賃の減額又は免除を受けたときは、その減額又は免除された額の5倍に相当する金額以下の過料を科すことがあります。
 3 家賃の減免が決定した後で、この申告の内容に変動があったときは、速やかに届け出をしてください。

〈処理欄〉

該当事由		適否
現行家賃		

受 付 印

様式第5号(第15条関係)

給 与 証 明 書

年 月 日

雄武町長 様

住 所
 事業主氏名
 電話番号(ー)
 担当者氏名

_____に対して、次のとおり給与を支給したことを証明します。

(単位:円)

区 分	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	合 計
給 与 の 内 訳	基 本 給															
	賞 与															
	扶 養 手 当															
	住 宅 手 当															
	寒 冷 地 手 当															
	時 間 外 手 当															
	手 当															
	手 当															
	手 当															
	手 当															
合 計																

採用年月日	年 月 日	扶養親族数	人	備 考
-------	-------	-------	---	-----

※給与証明書記載上の注意事項

- 1 現在の勤務先において、申請直前に支給された月の給与からさかのぼって過去12ヶ月分の給与の支給状況を記載してください。
- 2 年の途中で就職し、給与の支払期間が12ヶ月に満たない場合は、就職した月から申請直前までの給与の支給状況を記載してください。
- 3 非課税所得(通勤手当等)は、記入しないでください。
- 4 代表者印は、必ず押印してください。(印のないものは、証明書として認められません。)

様式第6号(第15条関係)

事業収入申告明細書

年 月 日

雄武町長 様

住 所

団地

氏 名



私の世帯の年総収入額のうち事業収入については、次のとおりです。

年	月	収 入 額	必 要 経 費	差 引 き	備 考
		円	円	円	
合	計				

様式第7号(第15条・第16条関係)

雄武町寡婦住宅家賃減免・承認(不承認)書
敷金免除

入居者 住所
氏名 様

先に申請がありました家賃の減免・徴収の猶予について、次のとおり承認(不承認)します。

年 月 日

雄武町長

1 家賃の減免

現在の家賃の額		円
承認する減免の額		円
減免後の家賃		円
承認する減免の期間	年 月から 年 月まで(か月)	
不承認の理由		

2 敷金の減免

敷 金		円
承認する減免の額		円
減免後の敷金		円
不承認の理由		

様式第8号(第17条関係)

雄武町寡婦住宅家賃(敷金)徴収猶予申請書			
			年 月 日
雄武町長		様	
		団地名等 氏 名	棟 号 棟 号 印
私は、次のとおり家賃(敷金)の徴収猶予を受けたいので、申請します。			
徴収猶予の 申請事由			
徴収猶予申請の事由が発生した日			
添付書類	1 給与証明書 3 退職証明書 5 罹災証明書 7 世帯全部の住民票	2 事業収入申告明細書 4 医師の診断書 6 戸籍・除籍謄本 8 その他()	
申請する家賃の月	年 月 日分～ 年 月 日分(計 円)		
希望する納付方法	一括・分納	一括納付の希望する 猶 予 期 間	各 日間
※1 添付書類は、徴収猶予申請の事由を証明する書類を添付してください。 2 希望する徴収猶予の期間は、180日を超えることができません。			

〈処理欄〉

該当事由		適否
現行家賃		

受 付 印

様式第9号(第17条関係)

雄武町寡婦住宅家賃(敷金)徴収猶予承認(不承認)書

年 月 日

住 所
氏 名

雄武町長

先に申請がありました家賃(敷金)の徴収猶予については、次の通り承認を認めます
(認めません)。

所在地 団地名等	団地 棟 号
徴収猶予 する金額	年 月 日分から 年 月 日分まで 金 円
徴収猶予の 期間及び完 納方法	

不承認の理由

様式第10号(第18条関係)

雄武町寡婦住宅収入超過者認定通知

先にあなたから申告(報告)がありました収入から、あなたの収入を次のとおり認定するとともに、収入が公営住宅法施行令第6条第3項の基準を越えていますのであなたを収入超過者と認定します。

また、認定した収入から、 年度のあなたの毎月の家賃を決定しましたので、併せてお知らせします。

1 収入認定額等

認定した収入の月額		円	
算出の基となる額			
A 年間所得総計	円	C 年間所得 (A-B)	円
B 控除額の合計	円	認定収入月額 (C÷12)	円

2 収入認定の内訳

入居者	年間所得	控除金額	入居者	年間所得	控除金額

3 年度の家賃の額

あなたの家賃は、あなたの収入と居住している住宅の状況に応じて、近傍同種の住宅の家賃以下で定められています。

年度の家賃の月額		円	
収入階層		近傍同種の住宅の家賃	円

4 住宅の表示

団地・棟・住戸		建設年度	
所在地		住戸専用面積	m ²

5 年度の収入階層

収入階層	月額収入の範囲	収入階層	月額収入の範囲
I	0~123,000	V	200,001~238,000
II	123,001~153,000	VI	238,001~268,000
III	153,001~178,000	VII	268,001~322,000
IV	178,001~200,000	VIII	322,001

6 告知事項

(1) あなたは、この通知により収入超過者と認定されましたが、収入超過者の要件は次のとおりです。

- ① 寡婦住宅に入居してから3年を経過していること。
- ② 認定された収入が、 円を越えていること。

(2) あなたの収入が基準を越えていることから、公営住宅法第28条の規定によりあなたは、寡婦住宅を明渡すよう努めなければなりません。

なお、この趣旨により寡婦住宅を明渡そうとするときに、町長が必要と認めるときは別な住宅の斡旋を行うことがありますから、その旨申し出ることができます。

(3) この収入の認定又は家賃の額の決定について意見があるときは、この通知の日から30日以内に理由を示して町長に意見を述べることができます。この場合役場に所定の用紙がありますので、申し付けください。

(4) 失職、退職等により収入や控除する額に変動があったときは、年度の途中からでも家賃の減額をすることができる場合がありますので、その事実があった日から30日以内に申し出を行ってください。この場合も役場に所定の用紙がありますのでお申し付けください。

年 月 日

様

雄武町長

様式第11号(第18条関係)

雄武町寡婦住宅高額所得者認定通知

先にあなたから申告(報告)がありました収入から、あなたの収入を次のとおり認定するとともに、収入が公営住宅法施行令第9条の基準を2年続けて超えていますので、あなたを高額所得者と認定します。

また、認定した収入から 年度のあなたの毎月の家賃を決定しましたので、併せてお知らせします。

1 収入認定額等

認定した収入の月額		円	
算出の基となる額			
A 年間所得総計	円	C 年間所得 (A-B)	円
B 控除額の合計	円	認定収入月額 (C÷12)	円

2 収入認定の内訳

入居者	年間所得	控除金額	入居者	年間所得	控除金額

3 年度の家賃の額

高額所得者に認定された方の家賃は、近傍同種の住宅の家賃となります。

年度の家賃の月額(近傍同種の住宅の家賃)	円
----------------------	---

4 住宅の表示

団地・棟・住戸		建設年度	
所在地		住戸専用面積	m ²

5 年度の収入階層

収入階層	月額収入の範囲	収入階層	月額収入の範囲
I	0~123,000	V	200,001~238,000
II	123,001~153,000	VI	238,001~268,000
III	153,001~178,000	VII	268,001~322,000
IV	178,001~200,000	VIII	322,001

6 告知事項

(1) あなたは、この通知により高額所得者と認定されましたが、高額所得者の要件は次のとおりです。

① 寡婦住宅に入居してから5年を経過していること。

② 認定された収入が引き続き2年間高額所得者の収入基準を超えていること。

(2) あなたの収入が基準を超えていることから、雄武町寡婦住宅条例第14条の4の規定により町長から請求があったときは、寡婦住宅を明渡さなければなりません。

なお、この趣旨により寡婦住宅を明渡そうとするときに必要なときは、町が別な住宅の斡旋等を行いますから、その旨申し出てください。

(3) この収入の認定又は家賃の額の決定について意見があるときは、この通知の日から30日以内に理由を示して町長に意見を述べるすることができます。この場合役場に所定の用紙がありますので、お申し付けください。

(4) 失職、退職等により収入や控除する額に変動があったときは、年度の途中からでも家賃の減額をすることができる場合がありますので、その事実があった日から30日以内に申し出を行ってください。この場合も役場に所定の用紙がありますのでお申し付けください。

年 月 日

様

雄武町長

様式第12号(第20条関係)

雄 武 町 寡 婦 住 宅 退 去 届	
	年 月 日
雄武町長	様
団地名等	団地 棟 号
入居者氏名	印
<p>私は、次のとおり寡婦住宅を退去しますので、雄武寡婦住宅施行規則第20条の規定により届け出ます。</p>	
退去する日	年 月 日
転居先住所	


雄武町寡婦住宅退去時住宅検査調書			
検査日	年 月 日	検査立会者	
検査した 住宅の状況	模様替え増築等の有無	無・有(箇所等)
	入居者の責による破損	無・有(箇所等)
損害賠償額と その内容等	損害賠償額	特記事項	
	内容		
		このとおり検査しました 年 月 日 検査者 印	

敷 金 還 付 調 書			備考
敷 金		還付金の振り込み口座 銀行名： 支店名： 口座の種類 口座番号： 口座名義人：	
損害賠償金			
未納家賃			
差引還付額			
上記損害賠償金の内容が私の責にあると認め、その額に同意します。 年 月 日 入居者氏名 印		このとおり還付金を算定する。 職氏名 印	受 付 印

様式第13号(第20条関係)

雄武町寡婦住宅敷金返還請求書	
請求金額 金	円
敷金の納付年月日	年 月 日
敷金の額	円
未納家賃控除額 (月割)	円
未納家賃控除額 (日額)	円
差引請求額	円
年 月 日雄武町寡婦住宅を立退きましたから、上記の金額を返還して下さい。	
年 月 日	
雄武町長	殿
住宅所在地	
住宅記号番号	団地 号
請求書	住所(送金先)
氏名	印

様式第14号(第23条関係)
(表)

第 号
職氏名
年 月 日
雄武町寡婦住宅条例第19条の規定によ り検査等を行う監理員の証
年 月 日
雄武町長 

(裏)

雄武町寡婦住宅条例(抜粋)
第19条 町長は、寡婦住宅の管理上必要 があると認めるときは、寡婦住宅監理 員その他町長の指定する職員に住宅の 検査をさせ、又は入居者に対して必要 な指示をさせることができる。
2 前項の検査する場合において、現に 使用している住宅に立ち入るときは、 当該住宅の入居者の承諾を受けなけれ ばならない。
3 前2項の場合において、当該職員はそ の身分を示す証票を携帯し、関係人の 請求があった時はこれを呈示しなけれ ばならない。

縦 9cm
横 6cm

様式第15号（第8条関係）

同意書

年 月 日

雄武町長様

入居申込者 住所 _____
氏名 _____ 印

雄武町寡婦住宅の入居申込みにあたり、私の所得・収入状況等について、雄武町が調査確認することに同意します。

様式第1号 (第5条関係)
様式第1号の1 (第6条関係)
様式第2号 (第9条関係)
様式第3号 (第10条関係)
様式第3号の2 (第12条の1、第15条関係)
様式第3号の3 (第12条の2関係)
様式第3号の4 (第12条の2・第18条関係)
様式第3号の5 (第12条の2、第18条関係・更正する場合)
様式第3号の5の2 (第12の2、第18条関係・更正しない場合)
様式第4号 (第15条、第16条関係・減免)
様式第5号 (第15条関係)
様式第6号 (第15条関係)
様式第7号 (第15条・第16条関係)
様式第8号 (第17条関係)
様式第9号 (第17条関係)
様式第10号 (第18条関係)
様式第11号 (第18条関係)
様式第12号 (第20条関係)
様式第13号 (第20条関係)
様式第14号 (第23条関係)
様式第15号 (第8条関係)